

時価の算定に関する会計基準の 適用指針の投資信託の時価の 算定に関する改正

1. 投資信託財産で保有する資産の評価、会計における時価の算定に
関する会計基準との整合性を図るための取り組みについて _____ 11

一般社団法人投資信託協会 自主規制業務部 よしはら りゅうじ
吉原 竜二

2. 改正企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準
の適用指針」の概要 _____ 14

(前)ASBJ ディレクター くまがい みつたか
熊谷 充孝

投資信託財産で保有する資産の評価、会計における時価の算定に関する会計基準との整合性を図るための取り組みについて

一般社団法人投資信託協会 自主規制業務部 よしはら りゅうじ
吉原 竜二

一般社団法人投資信託協会では、企業会計基準委員会が策定した「時価の算定に関する会計基準」を踏まえ、投資信託で保有している資産の評価について、これとの整合性を確保する観点から、2021年3月11日に開催された第930回理事会にて、「投資信託の評価及び計理等に関する規則」等の改正を決議し、同年4月1日より実施した。本稿は、この改正等の趣旨、背景等について説明するとともに、投資信託協会が行っている自主規制業務をはじめとする各種業務の概観等について記述させていただく。本稿において意見に係る記述については、筆者の個人的な見解であり、投資信託協会としての公的な見解ではないことをお断りさせていただく。

規則改正の経緯、目的

投資信託協会（以下「協会」という。）では、第110回自主規制委員会（2018年12月13日）において、「投資信託の保有資産の評価に関す

る勉強会」（以下「勉強会」という。）の設置を決議し、以後、勉強会において投資信託財産で保有している資産の評価について、協会の規則（投資信託の評価及び計理等に関する規則や同細則等、以下「規則」という。）において定められている評価に係る規定と一般に公正妥当と考えられる会計基準、特に「時価の算定に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）との整合性等について、スモール・ミーティング等を含めて12回の検討を行っている。

勉強会には、協会の正会員である投資信託委託会社の計理担当者（計9社）のみならず、投資信託の会計監査を担当している公認会計士（4法人、計8人）、企業会計基準委員会（計2名）、関係官庁の方（3部署、計6人）が参加している。

同勉強会では、初回の会合を2019年1月15日に開催し、協会事務局より会合の趣旨等について説明が行われたことに加え、企業会計基準委員会より同委員会が検討している会計基準の概要や会計基準において企業が保有している投

資信託の時価に関する考え方の検討状況等について説明を伺うことから検討を開始した。2回目以降、①受益者保護の観点、投資信託法上の要請からの投資信託における受益権の均等分割、経済的公平性を確保するための保有資産の時価評価を基礎とする基準価額の適正な算出の必要性、②投資信託委託会社において日々、行われている投資信託に係る基準価額の算出に係る業務の実際、③本協会の規則の個別の資産の種類毎の評価に係る規定と会計基準に定められている個別の資産の評価基準との差異が存在するのか否かに係る検証、④私募投資信託において保有者である適格機関投資家に対して投資信託委託会社より提供されている情報の内容等に関する検証、等を中心に検討を行った。

これらの検討により、特に投資信託については、保有する資産の適切な時価により評価を基礎とした基準価額の算出、適正に算出された基準価額に基づいた設定・解約を行うことの重要性が再確認され、また、現状の投資信託の運営においてこれが適切に担保されているという認識を共有した。

新型コロナウイルスの蔓延等により、途中、議論の停滞を余儀なくされた期間もあったが、同勉強会の2020年11月10日の会合において、①基本的に協会規則で定められている評価に関する規定は、全体として会計基準と整合的である、②しかしながら、協会規則において会計基準を遵守する旨を基本的に考え方として明示することが、より適当である、③加えて、会計基準に則り、投資信託において保有している資産の評価に当たり、第三者から提供された価格を適正に用いる上で一般的に注意することが望ましいと考えられる事項を関係者と協議し取りまとめることが望ましい、旨が同勉強会の結論として合意され、この方向で協会規則を改正すること及びこれを基に会計基準における投資信託受益証券の時価の取扱いを企業会計基準委員会

にて検討することとされた。

その後、以上の合意等を踏まえて、以下の手続を行い、協会規則の改正等を行っている（協会の自主規制規則の改正手続の詳細等については、後掲の「投資信託協会で定めている自主規制規則について」を参照）。

- 計理専門委員会にて、協会規則の改正の具体案の検討を行い、2021年1月14日に開催された第129回自主規制委員会にて当該改正案について、意見募集手続を行うことについて了解を得、同年1月14日から2月15日まで意見募集を行った（この意見募集に対して寄せられた意見は6社16件）。
- 2021年3月4日に開催された第131回自主規制委員会にて、意見募集の結果とそれを踏まえた計理専門委員会の検討結果等について審議され、理事会に付議することが了承されたことから、同年3月11日に開催された第930回理事会にて協会規則の改正案が審議、了承され、同年4月1日より実施された。
- 計理専門委員会や投資信託の会計監査を担当している公認会計士等と協議し、「投資信託の保有資産の評価に当たり第三者から提供された価格を用いる場合の実務上の留意事項」を取りまとめ、2021年3月30日に発出した。なお、この改正規定の実施等を踏まえ、企業会計基準委員会では、同年6月17日に改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針の公表」を公開した。

投資信託協会について

協会は、投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）の健全な発展に資することを目的とした一般社団法人であり、現在は投資信託委託会社、投資法人資産運用会社を正会員、投資信託

に関連する業務を担っている証券会社、登録金融機関その他を賛助会員とする金融商品取引法上の自主規制機関である。令和3年8月1日現在で会員会社数は正会員195社（投信委託会社会員105社、資産運用会社会員89社、委託者非指図型投信受託者会員1社）及び賛助会員39社となっている。

協会の主な業務は、①自主規制業務：投資信託等の運用・計理・評価・開示等に関する様々な自主規制の制定や改廃、②会員調査業務：正会員会社に対する法令・諸規則等の遵守状況や管理態勢等の調査、③監督官庁等に対する建議・要望等に係る業務、④啓発・普及活動業務：刊行物の発刊、講演会の開催、大学寄附講座の開設、投資信託等に係る情報提供の実施、外部からの要請に基づく講師派遣、⑤情報提供業務：投資信託等に関する統計の公表、評価機関への基礎データ等の提供、⑥国際交流業務：国際投資信託協会（IIFA）等を通じた国際交流、証券監督者国際機構（IOSCO）等に対する意見表明、⑦苦情相談業務：投資信託に関する相談、苦情への対応及び紛争解決のあっせん業務（「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）に業務委託）、⑧認定個人情報保護団体としての業務、を行っている。

投資信託協会で定めている自主規制規則について

金融商品取引法上の自主規制機関である協会では、上記のとおり、主要な業務の一つとして、自主規制業務を掲げているが、当該業務を実施するために、業務執行機関である理事会の下に、自主規制に係る事項を審議し、理事会に諮問するための会議体として自主規制委員会（以下「委員会」という。）を設けている。委員会は、具体的には①投資信託等の運用、評価・計理及び開示等の自主規制に関する事項、②受

益証券、投資証券若しくは投資法人債券の募集または私募その他の取引の自主規制に関する事項、③その他投資運用業等の正会員が行う業務に係る自主規制に関する事項について、理事会の諮問に応じ、または必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べるができることとされている。委員会では、この①から③の理事会から付託された業務を遂行するため、正会員、賛助会員から選ばれた会員委員14名及び投資信託に対して知見を有する会員外委員4名（弁護士2名、公認会計士1名、公益理事1名）の合計18名で構成されている。さらに委員会では、専門的な検討を行うための機関として、①計理専門委員会：投資信託の保有資産の評価や計理に関する事項、②運用専門委員会：投資信託の運用に関する事項、③開示専門委員会：投資信託の開示に関する事項、④不動産投信専門委員会：不動産投資信託及び不動産投資法人の計理、運用、開示に関する事項、の専門委員会を設けている。

協会が定めている自主規制規則の制定、改廃に係る手続は、①所掌の専門委員会にて、改正案等の検討を行う、②専門委員会から提示された改正案度について委員会にて審議し、問題等が提起されなければ、1か月を目安として意見募集手続を実施、③意見募集手続に寄せられた意見等も基に、再度、所掌の専門委員会にて必要な修正や寄せられた意見に対する回答案の作成等を行う、④修正案、回答案等について委員会で審議し、了解が得られた場合には、理事会に規則の改正案を附議することとされている。

なお、規則改正等については、事案の性質により、事案に係る外部専門家の方から検討要請をいただく場合もある他、規則の制定、改廃を検討する中で、必要に応じて専門委員会等で外部専門家の方との意見交換、意見聴取等を実施する場合もある。